

**消費者の権利擁護のための
消費者庁長官・消費者委員会委員長の人選を求める緊急声明**

2009年7月6日

全国クレジット・サラ金問題対策協議会

代表幹事 弁護士 木村達也

今国会で成立した「消費者庁及び消費者委員会設置法」等関連法は、従来の業界擁護型の行政から消費者・生活者のための行政に大きく方向転換を図る契機となるものであり、設置される「消費者庁」「消費者委員会」に対しては消費者の権利擁護の砦として多くの国民・消費者が期待を寄せている。多重債務被害の予防と救済・高利貸金業者の規制については、既に改正貸金業法成立後、金融庁あるいは政府の多重債務者対策本部が多重債務被害団体の声などを反映させながら多重債務相談窓口の充実・ヤミ金融対策・セーフティネット貸付の充実に鋭意取り組んでおり、改正貸金業法完全施行も今や目前である。新たに設置される消費者庁は貸金業法を共管し、また多重債務対策も消費者庁の重要な任務と位置付ける旨の附帯決議もなされている。多重債務相談の前線に立つ自治体の消費生活相談窓口の人的・物的機能の充実も消費者庁のもとで大きく前進することが期待されるところである。

しかし、如何に立派な「器」を用意しても、そこに関わる人物が消費者問題に深い理解と経験を有していなければ、消費者の権利擁護の立場から消費者の目線に立って消費者政策を力強く推進することはできないし、業界擁護型の行政からの転換は画餅に帰するであろう。

報道によると、本年9月にも発足する消費者庁の初代長官は、前内閣府次官の内田俊一氏（60）が、消費者委員会の委員長には弁護士の住田裕子氏（58）が充てられる方針とのことである。私たちは、同人らが官僚・検察官・法務省秘書官あるいは整理回収機構の担当弁護士として債権者の立場から債権回収をおこなってきた等の経歴があることは知っているが、消費者被害の現場から消費者目線で消費者の被害救済活動に体を張って取り組んできたことを、寡聞にして知らない。既に消費者委員会の委員候補者による構成される参与会が開催されているが、そもそも消費者委員会の委員長は「委員の互選により選任する」と定められており（12条）、住田氏が消費者委員長となることが既定路線とされているかのごとき報道がなされること自体、消費者庁・消費者委員会の晴れやかな船出に陰を落とすものである。

私たちは、

- （1）参与会の審議はすべて公開し傍聴を認めること
- （2）消費者委員については消費者問題に関する経験が豊富で消費者目線の人物を選任すること
- （3）消費者委員の選任基準を明確にするとともに、任命理由などについて十分に説明責任を果たすこと
- （4）消費者委員長の選任は消費者委員の自由な意思に基づく互選により選任できるよう、住田氏が消費者委員長となることが既定路線であるかのごとき発言については撤回し白紙にもどすこと、を強く求める、

以 上